

関連規制等（マレーシアとインドネシア）

- パーム油産業へのネガティブキャンペーンに対抗するために、マレーシア政府は法規制を強化。栽培面積の拡大による増産ではなく、総面積を650万haに上限を定め、生産性向上による量の確保を目指している
- インドネシアも、パームオイル農園の新規開発許可を認めないことを表明

マレーシア	インドネシア
- マレーシアのプランテーション産業・一次産品省(MPIC) のスタンスは、パームオイル産業のための<u>土地拡大を促進するものではなく、パームオイル産業の収穫量の向上などを通じた生産性改善にコミット</u>することを基本としている - これに従うものとしてパームツリー栽培のために<u>永久森林保護区を農園に転換を禁止</u>すると同時に、<u>パームツリーの栽培の総面積を650万haに制限</u>する政策を導入、<u>違法伐採に対する刑罰の導入／強化</u>等も計画中である - その他MPICは<u>泥炭地でのアブラヤシの新規植林を禁止</u>する方針なども発表し、研究中の取り組みとしては、<u>パームオイル農園の地図データの一般公開化</u>など透明化施策の他、マレーシアパームオイル評議会(MPOC) は、<u>ブロックチェーン技術を活用しサプライチェーンにおけるリアルタイムのトレーサビリティ技術の開発を目指している</u> - なおインドネシアと同じく、パームオイル由来のバイオディーゼル利用促進も施策の一つとしており、輸送用軽油に対して20%のパームメチルエステル(PME) を混合することを要求する、B20バイオディーゼルプログラムの導入を検討している	2018年にインドネシアは農園のための森林開発を禁止し、パームオイル産業のガバナンスを改善するためのモラトリアムを導入するも、モラトリアム終了期限の2021年9月時点では、明確な後継施策を打ち出せないまま本モラトリアムは終了 - しかし環境保護団体からの懸念表明などを受け、政府は森林開発の一時停止措置の法令上の失効は迎えながら、パームオイル農園の新規開発許可を認めないことを表明 - インドネシア政府は、パームオイル由来のバイオディーゼル利用促進の観点から輸送用軽油に対して20%のパームメチルエステル(PME) を混合することを要求する、B20バイオディーゼルプログラムの導入を行っており、運輸部門に限定せずその対象拡大を促進しているところにある - この他総合的なバイオマス活用観点から、インドネシアのパーム原油工場では、1日あたり約455,000トンのPOMEが廃棄されていると考えられているところ、POME「Palm 5.0」施策を導入し、一部だけ肥料として活用されたのち大部分は最終的にゴミとして処理されるPOMEの利活用を促進している - なお「Palm 5.0」の中核的技術は、Algae Novel-DHA技術の適用であり、微細藻をPOMEに混合することで、水産飼料や動物飼料を生産することを目的としている

資料：マレーシアみずほ銀行作成

関連規制等（消費国）

- 中国やインドではパームオイルの輸出入に関連する主だった規制は確認されていない

インド	中国	ベルギー
- パームオイルの輸出入に関連する主だった規制は確認されていない - インドのモディ首相は、輸入依存度低減の観点からパームオイルの国内生産に言及した他、マレーシアのマハティール元首相が2020年1月にナレンドラ・モディ首相を批判したことを受け、マレーシアからのパーム油精製品の輸入を制限。散発的なパームオイルの輸出入影響に留まる - なお非NDPE（森林破壊なし泥炭なし搾取なし）精製業者によるパームオイルがインドの輸入の58%（2018年）を占めているというデータが提示され、非持続性パームオイルへの隙間市場となっているとの指摘もある 国内では大豆油・菜種油などを生産。一方世界最大の食用油輸入国で、年間需要の約60%をマレーシアやインドネシアなどに依存	- パームオイルの輸出入に関連する主だった規制は確認されていない 2013年、RSPOは中国食品商業会議所（CFNA）と覚書を締結し、長期的なパートナーシップを確立し、中国で販売されるパーム油の10%を2020年にRSPO認定にすることを目標としていた 2020年4月時点では実際の割合は2%にも満たないとされており、2019年にはパームオイルの原油からバイオ燃料を国内で生産することを奨励することも企画しパームオイルの輸入枠を撤廃するなど、安価なパームオイルへの依存度を高めっていると推察 大豆油、菜種油、パーム油、ピーナッツ油が中国の4大食用植物油。国内で供給される植物油は大豆油が約43%、次いで菜種油が約20%でその他はパーム油中心に輸入	- The Belgian Alliance for Sustainable Palm Oil (BASP) は、持続可能なパームオイル(Certified Sustainable Palm Oil)の定義をRSPOのみに置いており、2016年にBASP下で認種油調達率100%を達成している - 昨今はBASPはトレーサビリティ、森林と泥炭地の保護、小規模農家への支援の分野に取組みを深めており、BASPのメンバーは2020年までに以下の追加要件にコミットした；①持続可能なパームオイルの完全なトレーサビリティ ②高い保全価値・高い炭素蓄積余地のある泥炭地を持つ森林保全 ③生産者へのRSPOのベストプラクティス適用と温室効果ガス排出量を削減の働きかけ ④農園関連労働者・地域社会・住民の権利を尊重と地域社会の十分な同意の取得 ⑤小規模独立農家のサプライチェーンへの活用に関するRSPO認証油生産者への働きかけ マーガリンといった食品、消費財の製造輸出国であり、植物油消費量は世界でも上位。国内ではパームオイルを筆頭に、菜種油、大豆油を消費 認証パーム油調達率99%

関連規制等（消費国）

- 消費国のうち欧州及び米国は熱帯雨林保護の観点から、マレーシア産パーム油について合法的・持続可能・倫理的・責任ある方法で栽培されることを求めている

オランダ

- 2008年にEUで再生可能エネルギー指令が採択され、パームオイルについても持続性認証が求められたことを受け、2010年には、オランダのパームオイルサプライチェーンの関係者で調達パームオイルの100%のRSPO認定達成化に向けた議論が行われた
- 特に、持続可能なパームオイルの確保に関する先進的な検討主体であるThe Dutch Alliance for Sustainable Palm Oil (DASPO) の設立は、ヨーロッパ、北米、東南アジアでも同様の組織体を設立するモメンタムとなったと認識されており、2015年以來DASPOの加盟企業はすべてRSPO100%の調達を実現している
- またDASPOを構成する主要企業メンバーであるIDHとMVOは、2015年にEuropean Sustainable Palm Oilプロジェクトを設立し、ヨーロッパベースでの認証油100%達成を志向する他、DASPOでは持続可能なパーム油をチェーンで保証するためRSPOの認証モデルのセグリゲーションとマスバランスの移行を奨励している
- この他生産地に対して泥炭地での生産を行わないこと、高炭素ストック(HCS) 森林の保護、小規模農家の支援といったアプローチを取っている
- EUで第一位のパームオイルの輸入国スペインに次ぎ第二位のパームバイオディーゼル精製国であり大型工場も所在
- 認証パーム油調達率88%

米国

- 米国でもFostering Overseas Rule of Law and Environmental-Sound Trade (FOREST) Act が2021年10月に議会に提出されたことで、今後、食肉・大豆・パームオイル・ココア・ゴム・木材及び製紙などの商業製品の中で、森林破壊に寄与したと認定された製品について取り締まりが発生することが見込まれている
- 2008年には野生動物の毀損に寄与するような違法伐採が疑われる木材商品の輸入を差し止める改正レイシー法が施行されたのに続き、同様の影響がFOREST Actでも発生すると予想されている
- 2021年11月4日に導入されたEnd Palm Oil Deforestation Actは、米国に輸入されるすべてのパームオイルが合法的・持続可能・倫理的・責任ある方法で栽培されることを担保することを目的としており、一般的にパーム油の持続可能性認証は輸入申告及びデューデリとして十分とされる
- 食品・消費財・バイオ燃料含め全てのパーム油製品に原産国表示を義務付けることで消費者への情報開示もその目的としている
- 同時にEnd Palm Oil Deforestation Actによって、抜け穴的に米国環境保護庁の再生可能燃料基準資格を得た上輸入がなされていたパームオイルバイオ燃料の差し止めが可能になるとされている
- 大豆油を中心とした世界3位の植物油生産国
- バイオディーゼルの産業振興

パーム油産業に関連するサステナビリティ認証

- 社会的な要請に伴いパームオイルに関連し現在では多数の生産認証及びサプライチェーン認証が存在し、下流の事業者もトレーサビリティ強化の方向
- 一方、RSPOやRSBのように実際の経済上の便益を獲得するために取得が望まれる認証の他、IRの一手段や社内におけるガバナンス強化を専らの目的とした規格に近いものもあり、業種と目的に従って認証/規格を選択・検証する必要がある

認証・規格	上流	中流	輸送	下流				その他
	プランテーション 小規模農家	リファイナー オイルミル		農園生産者 貿易商社 卸売	食品メーカー 消費財メーカー 小売	バイオ燃料 バイオマス	動物飼料	金融機関 投資家 環境団体
RSPO	✓	✓		✓	✓			✓
MSPO	✓	✓		✓				
ISPO	✓	✓	✓					
RSB						✓		
SAN								✓
ISCC						✓	✓	
HCSA	✓							
GGL						✓		

パーム油産業に関連する認証・規格

認証・規格	概要
RSPO	持続可能なパーム油円卓会議（RSPO）は、2004年に発足された国際的なパームオイルの認証機関（本部はクアラルンプールに所在）。WWFの旗振りの下、Aarhus United UK Ltd.(英油脂企業)、Migros(スイス小売)、マレーシアパーム油協会、ユニリーバが持続可能なパーム油に関する議論を始めたことから発展。パームオイルに関連する企業の事業活動に基づき3つのカテゴリのメンバーシップを提供する他、パーム生産地や精製工場単位での認証を実施
MSPO	2013年に開始されたMSPOは、持続可能なパーム油に関するマレーシアの自主的な国家基準であり、RSPO認定を受けられない生産者を支援する目的で立ち上げられた。制度・プロセスは充実している
ISPO	ISPOはインドネシアの持続可能なパーム油の必須国家基準であり、ISPOはすべてのアブラヤシ生産者と製粉業者に義務付けられている
RSB	2011年に発足したバイオマスやバイオ燃料を含むバイオマテリアルの持続可能性を促進するグローバルな独立系認証機関。バイオマスの原料生産、サプライチェーン全体、及びバイオマス関連新技術も対象に認証を行い、日本の再エネFIT制度のバイオマス発電向けにも適格な他、EUのバイオディーゼルの認証にも採択されている
SAN	持続可能な農業ネットワーク（SAN）の会員資格は、NGO、学術研究機関、社会法人、政府機関、その他の農業関係者に開放されており作物と畜産に関わる農家と生産者のメンバーシップ的な枠組み
ISCC	バイオマスとバイオエネルギー産業で及び食品・動物飼料のコンプライアンス面も含んだ持続可能性に関する国際的な認証機関。農林バイオマス、循環型およびバイオベースの材料、再生可能エネルギーを含むすべての持続可能な原料が対象
HCSA	HCSAは厳密には認証スキームではなく、森林資源保護手法であり、高炭素貯蔵アプローチという、土地の開発可能性の確認段階で炭素貯蔵度が高く生物多様性価の高い土地を森林保護区として、劣位する土地を開発対象とするよう峻別する手法を示す
GGL	2002年に発足した持続可能なバイオマスの認証の一つ。日本では、再エネFIT制度に関する事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）で定められた第三者認証の一つでもある